

目次

条例

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例	人事課 (第30号)	4
秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	生活総務課 (第31号)	5
秋田市印鑑条例の一部を改正する条例	市民課 (第32号)	6
秋田市手数料条例の一部を改正する条例	衛生検査課 (第33号)	8
秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例	衛生検査課 (第34号)	9
秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	施設指導室 (第35号)	10
秋田市リフレッシュガーデン条例の一部を改正する条例	産業企画課 (第36号)	11
秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例	市場管理室 (第37号)	14
秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例	教育委員会学事課 (第38号)	18
秋田市火災予防条例の一部を改正する条例	消防本部予防課 (第39号)	19

規則

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則	人事課 (第29号)	23
秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則	人事課 (第30号)	24
秋田市リフレッシュガーデン条例施行規則の一部を改正する規則	産業企画課 (第31号)	25
秋田市公設地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則	市場管理室 (第32号)	27

訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令	人事課 (第11号)	31
---------------------------------	------------	----

告示

令和3年度分、令和4年度分および令和5年度分市税督促状の公示送達について	納税課（第232号）	32
身体障害者福祉法による医師の指定について	障がい福祉課（第233号）	33
功労者として待遇した者の氏名および事績の概要について	総務課（第234号）	35
表彰した者の氏名および事績の概要について	総務課（第235号）	36
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課（第236号）	42
指定居宅サービス事業者の廃止について	介護保険課（第237号）	43
指定居宅サービス事業者の指定について	介護保険課（第238号）	44
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和5年 賦課年度令和5年）の公示送達について	国保年金課（第239号）	45
令和5年度市民税・県民税納税通知書兼決定通知書の公示送達について	市民税課（第240号）	46
秋田市災害廃棄物処理実行計画について	環境都市推進課（第241号）	47
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第242号）	48
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の辞退について	障がい福祉課（第243号）	50
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について	障がい福祉課（第244号）	51
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について	障がい福祉課（第245号）	52
身体障害者福祉法による医師の指定辞退について	障がい福祉課（第246号）	53
発令した避難指示の解除について	防災安全対策課（第247号）	54
発令した避難指示の解除について	防災安全対策課（第248号）	55
差押調書謄本および配当計算書の公示送達について	国保年金課（第249号）	57

教委告示

教育委員会臨時会の招集について	教育委員会総務課（第16号）	58
教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第17号）	59

選管告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数および3分の1の数について	選挙管理委員会事務局（第35号）	60
---	------------------	----

農委告示

公告

要件付一般競争入札の実施について	産業企画課	62
都市計画の案の縦覧について	都市計画課	66
農用地利用集積計画の一部撤回について	農業農村振興課	67
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	68
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について	農業農村振興課	69
公の施設の指定管理者の公募について	公園課	70

教委公告

令和6年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒の募集について	教育委員会学事課	76
令和6年度に秋田市立御所野学院高等学校に入学する生徒の募集について	教育委員会学事課	79

選管公告

検察審査員候補者の予定者および裁判員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について	選挙管理委員会事務局	82
--	------------	----

上下水道局公告

局有地の売払いについて	上下水道局総務課	83
-------------	----------	----

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 28 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第30号

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例

秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第27条の2第1項中「第44条」を「第26条の8」に改める。

附則第24項および附則第25項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第31号

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

秋田市コミュニティセンター条例（昭和54年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表秋田市上北手地区コミュニティセンターの項中「秋田市上北手猿田字四ツ小屋29番地1」を「秋田市上北手猿田字苗代沢37番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和5年10月10日から施行する。

秋田市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 28 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第32号

秋田市印鑑条例の一部を改正する条例

秋田市印鑑条例（昭和50年秋田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「者は」の次に「、次に掲げる物を利用して」を加え、「に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して暗証番号その他必要な事項を入力すること」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード
- (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれた電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 28 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第33号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3第39号中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 28 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第34号

秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

秋田市旅館業法施行条例（平成15年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項および第4条中「および第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項および第3条の4第3項」に改める。

第6条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第35号

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市リフレッシュガーデン条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第36号

秋田市リフレッシュガーデン条例の一部を改正する条例

秋田市リフレッシュガーデン条例（平成20年秋田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（利用の許可）」に改め、同条第1項中「を使用しよう」を「の施設を利用しよう」に改める。

第4条を次のように改める。

（利用料金）

第4条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、リフレッシュガーデンの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第13条の規定によりリフレッシュガーデンの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内とする。

第11条を第16条とする。

第10条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の3条を加える。

（指定管理者）

第13条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、リフレッシュガーデンの管理を法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第14条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開

場時間および休場日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、リフレッシュガーデンの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) リフレッシュガーデンの利用の許可に関すること。
- (2) リフレッシュガーデンの利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関すること。
- (3) リフレッシュガーデンの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がリフレッシュガーデンの管理運営上必要と認める業務

第9条中「使用者」を「利用者」に、「の使用」を「の利用」に、「又は第7条の規定により使用」を「、又は第9条の規定により利用」に、「もしくは使用」を「、もしくは利用」に改め、同条を第11条とする。

第8条の見出しを「(目的外利用等の禁止)」に改め、同条中「第3条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)」を「利用者」に、「を使用し」を「の施設を利用し」に改め、同条を第10条とする。

第7条の見出しを「(利用の制限等)」に改め、同条各号列記以外の部分および同条第3号中「使用」を「利用」に改め、同条第4号中「使用させる」を「利用させる」に改め、同条を第9条とする。

第6条を削る。

第5条の見出しを「(利用料金の減免)」に改め、同条中「市長は、公益上特に必要」を「指定管理者は、特別な理由」に、「前条の使用料」を「利用料金」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金の不還付)

第8条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第4条の次に次の2条を加える。

(利用料金の収受)

第5条 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

(利用料金の承認)

第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が適正と認められるときは、これを承認するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認をしたときは、速やかに承認した利用料金を公表するものとする。

4 指定管理者は、第2項の規定による承認を受けた利用料金をリフレッシュガーデンにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

別表の表中「金額」を「利用料金の限度額」に改め、同表の備考の3中「使用料の額」を「利用料金の限度額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の秋田市リフレッシュガーデン条例第4条の規定に基づき秋田市リフレッシュガーデンの使用に係る使用料を納付している者は、改正後の秋田市リフレッシュガーデン条例（以下「新条例」という。）第4条の規定に基づき秋田市リフレッシュガーデンの利用料金を支払っている者とみなす。

(準備行為)

3 新条例第6条の規定による秋田市リフレッシュガーデンの利用料金の承認その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第37号

秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

秋田市公設地方卸売市場業務条例（平成23年秋田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「136,376平方メートル」を「139,520平方メートル」に改める。

第3条第1項に次の1号を加える。

(3) 花き部 花き

第6条に次の1号を加える。

(3) 花き部 1

第8条中「200万円以上1,000万円以下の」を「次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとにそれぞれ当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 青果部 200万円以上1,000万円以下

(2) 水産物部 200万円以上1,000万円以下

(3) 花き部 120万円以上800万円以下

第12条に次の1号を加える。

(3) 花き部 3

第41条第1項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号」を「消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第1号」に改める。

第43条第2項中「許可」を「承認」に改める。

第45条を次のように改める。

第45条 削除

第58条第2項および第59条第3項中「15人」を「20人」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第53条関係）

種 別	金 額
卸売業者市場使用料	卸売場の面積1平方メートルにつき月額537円 （花き部にあつては、卸売金額の1000分の4に相当する額および卸売場の面積1平方メートルにつき月額159円）
屋外卸売場使用料	1平方メートルにつき月額42円
仲卸業者市場使用料	仲卸売場の面積1平方メートルにつき月額636円（花き部にあつては、仲卸業者がその承認に係る花きを卸売業者以外の者から買い入れた場合におけるその買い入れた物品の販売金額（消費税額および地方消費税額を含む。）の1000分の4および仲卸売場の面積1平方メートルにつき月額795円）
買荷保管積込所使用料	1平方メートルにつき月額133円（花き部にあつては、1平方メートルにつき月額265円）
関連事業者市場使用料	1平方メートルにつき月額1,272円
卸売業者事務所使用料	1平方メートルにつき月額530円（花き部にあつては、1平方メートルにつき月額636円）
仲卸業者事務所使用料	1平方メートルにつき月額530円（花き部にあつては、1平方メートルにつき月額636円）
倉庫使用料	1平方メートルにつき月額636円（花き部にあつては、1平方メートルにつき月額795円）
保温庫使用料	1平方メートルにつき月額244円
水産加工所使用料	1平方メートルにつき月額636円

青果共同加工センター 使用料	1 平方メートルにつき月額636円
事務室使用料	1 平方メートルにつき月額318円
会議室使用料	1 回（3 時間以内）につき530円
駐車場使用料	1 平方メートルにつき月額50円
空地使用料	1 平方メートルにつき月額32円
暖房使用料	1 平方メートルにつき月額64円
運輸施設使用料	1 平方メートルにつき月額424円

備考 卸売金額および販売金額に係る市場使用料以外の市場使用料については、消費税額および地方消費税額を別途徴収するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第41条第1項の改正規定は、令和5年10月1日から施行する。

（秋田市中央卸売市場業務条例の廃止）

- 2 秋田市中央卸売市場業務条例（昭和49年秋田市条例第28号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の秋田市中央卸売市場業務条例（以下「旧中央卸売市場条例」という。）又は旧中央卸売市場条例に基づく規則によってした処分、手続その他の行為は、改正後の秋田市公設地方卸売市場業務条例（以下「新条例」という。）又は新条例に基づく規則中にこれに相当する規定があるときは、新条例又は新条例に基づく規則の相当規定によってしたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧中央卸売市場条例第6条の2第1項の規定による卸売の業務の許可を受けている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、新条例第6条の2第1項の規定による卸売の業務の許可を受けた者とみなす。

- 5 この条例の施行前に旧中央卸売市場条例第6条の2第3項第2号もしくは第3号、第18条第3項第2号もしくは第3号又は第30条第1項第2号に該当する者に係る新条例第6条の2第3項第1号もしくは第2号、第13条第4項第2号もしくは第3号又は第26条第1項第2号の規定の適用については、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年」とする。
- 6 この条例の施行の際現に旧中央卸売市場条例第7条第1項、第19条第1項、第31条第1項又は第62条第3項の規定による保証金の預託をしている者は、施行日に、新条例第7条第1項、第14条第1項、第27条第1項又は第47条第3項の規定による保証金の預託をした者とみなす。
- 7 この条例の施行の際現に旧中央卸売市場条例第18条第1項の規定による仲卸しの業務の許可を受けている者は、施行日に、新条例第13条第1項の規定による仲卸しの業務の承認を受けた者とみなす。
- 8 この条例の施行の際現に旧中央卸売市場条例第26条第1項の規定による売買参加者の承認を受けている者は、施行日に、新条例第21条第1項の規定による売買参加者の承認を受けた者とみなす。
- 9 この条例の施行の際現に旧中央卸売市場条例第29条第1項の規定による関連事業の許可を受けている者は、施行日に、新条例第25条第1項の規定による関連事業の承認を受けた者とみなす。
- 10 施行日前の市場施設の使用に係る旧中央卸売市場条例の規定による市場使用料については、なお従前の例による。
- 11 新条例別表の規定は、施行日以後の市場施設の使用に係る市場使用料について適用し、施行日前の市場施設の使用に係る市場使用料については、なお従前の例による。

(秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部改正)

- 12 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例(昭和22年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2中央卸売市場運営協議会委員の項および中央卸売市場取引委員会委員の項を削る。

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 28 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第38号

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校設置条例（昭和39年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中学校の表秋田市立下北手中学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 28 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第39号

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。
第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のものおよび蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上および道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるものならびに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項ならびに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第52条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ又はキャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	100	15	15	15
				据置型レンジ	21キロワット以下	100	15 注4	15	15 注4
	気体燃料	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ又はキャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0
				据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
				炭火焼き器	—	80	30	—	30
	上記に分類されないもの			使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200
				使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	100	200	100
				使用温度が300度未満のもの	—	100	50	100	50

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備および改正後の秋田市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事がされている燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項および第3項、第11条第3項、第12条第2項および第3項ならびに第13条第2項および第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているものおよびこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 9 月 28 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第29号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附則第5項を削り、附則第6項を附則第5項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第30号

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則（平成12年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市リフレッシュガーデン条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第31号

秋田市リフレッシュガーデン条例施行規則の一部を改正する規則
秋田市リフレッシュガーデン条例施行規則（平成20年秋田市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条」を「第16条」に改める。

第4条の見出しを「（利用許可申請）」に改め、同条中「リフレッシュガーデン使用許可申請書」を「秋田市リフレッシュガーデン利用許可申請書」に改める。

第5条の見出しを「（利用許可書）」に改め、同条中「リフレッシュガーデン使用許可書」を「秋田市リフレッシュガーデン利用許可書」に改める。

第6条の見出しを「（利用の中止等の届出）」に改め、同条中「使用」を「利用」に改める。

第7条および第8条を次のように改める。

（利用料金の承認申請）

第7条 条例第4条第1項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条例第6条第1項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、秋田市リフレッシュガーデン利用料金（変更）承認申請書に利用料金の算定根拠を明らかにした書類その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の開場時間等）

第8条 条例第13条の規定によりリフレッシュガーデンの管理を指定管理

者に行わせる場合のリフレッシュガーデンの開場時間および休場日については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する開場時間もしくは第3条に規定する休場日を変更し、又は臨時の休場日を設定することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の秋田市リフレッシュガーデン条例施行規則第7条の規定による秋田市リフレッシュガーデン利用料金（変更）承認申請書の提出その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

秋田市公設地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 9 月 28 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第32号

秋田市公設地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則
秋田市公設地方卸売市場業務条例施行規則（平成24年秋田市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表を次のように改める。

部 類	販売開始時刻	販売終了時刻
青果部	午前 4 時	午後 3 時
水産物部	午前 2 時	
花き部	午前 8 時	

第5条の表を次のように改める。

部 類	年間卸売金額	保証金の額
青果部 水産物部	50億円未満	200万円
	50億円以上75億円未満	300万円
	75億円以上100億円未満	400万円
	100億円以上150億円未満	600万円
	150億円以上200億円未満	800万円
	200億円以上	1,000万円
花き部	30億円未満	120万円
	30億円以上50億円未満	200万円
	50億円以上	300万円

備考

- 1 年間卸売金額は、前事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）により算定するものとする。
- 2 年間卸売金額には、消費税額および地方消費税額を含むものとする。

第21条第1号中「食品販売業」の次に「、花き関連資材販売業」を加える。

第30条中「重量による。」を「青果部および水産物部にあつては重量、花き部にあつては本数又は鉢数による。」に改め、同条ただし書中「重量に」を「これらの単位に」に、「重量以外」を「これら以外」に改める。

第45条に次の1号を加える。

(5) 花き

第47条を次のように改める。

第47条 削除

第61条第1項中「、電話」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第59条関係）

種 別	金 額
卸売業者市場使用料	卸売場の面積1平方メートルにつき月額384円 （花き部にあつては、卸売金額（消費税額および地方消費税額を含む。）の1000分の3に相当する額および卸売場の面積1平方メートルにつき月額159円）
屋外卸売場使用料	1平方メートルにつき月額42円
仲卸業者市場使用料	仲卸売場の面積1平方メートルにつき月額459円 （花き部にあつては、仲卸業者がその承認に係る花きを卸売業者以外の者から買い入れた場合におけるその買い入れた物品の販売金額（消費税額および地方消費税額を含む。）の1000分

		の3および仲卸売場の面積1平方メートルにつき月額795円)
買荷保管積込所使用料		1平方メートルにつき月額96円(花き部にあっては、1平方メートルにつき月額265円)
関連事業者市場使用料	甲	(A) 1平方メートルにつき月額918円 (B) 1平方メートルにつき月額765円(花き部にあっては、1平方メートルにつき月額1,166円)
	乙	1平方メートルにつき月額612円
	丙	1平方メートルにつき月額535円
卸売業者事務所使用料		1平方メートルにつき月額382円(花き部にあっては、1平方メートルにつき月額636円)
仲卸業者事務所使用料		1平方メートルにつき月額382円(花き部にあっては、1平方メートルにつき月額636円)
倉庫使用料	甲	1平方メートルにつき月額459円(花き部にあっては、1平方メートルにつき月額795円)
	乙	1平方メートルにつき月額382円
	丙	1平方メートルにつき月額235円
保温庫使用料		1平方メートルにつき月額244円
水産加工所使用料		1平方メートルにつき月額459円
青果共同加工センター使用料		1平方メートルにつき月額459円
事務室使用料		1平方メートルにつき月額229円
会議室使用料		1回(3時間以内)につき402円(花き部にあっては、1回(3時間以内)につき530円)
駐車場使用料		1平方メートルにつき月額50円
空地使用料		1平方メートルにつき月額24円
暖房使用料		1平方メートルにつき月額48円(花き部にあっては、1平方メートルにつき月額64円)
運輸施設使用料		1平方メートルにつき月額306円

備考 卸売金額および販売金額に係る市場使用料以外の市場使用料については、消費税額および地方消費税額を別途徴収するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(秋田市中心卸売市場業務条例施行規則の廃止)

2 秋田市中心卸売市場業務条例施行規則（昭和50年秋田市規則第31号）は、廃止する。

(経過措置)

3 改正後の秋田市公設地方卸売市場業務条例施行規則別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の市場施設の使用に係る市場使用料について適用し、同日前の市場施設の使用に係る市場使用料については、なお従前の例による。

秋田市訓令第11号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

秋田市告示第232号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所等が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年9月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和3年度分市税督促状（10件）
令和4年度分市税督促状（290件）
令和5年度分市税督促状（257件）

秋田市告示第233号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和5年9月4日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
安田圭太	地方独立行政法人市立秋田総合病院	神経内科	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声、言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由 ぼうこう又は直腸機能障害
向後二郎	秋田大学医学部 附属病院	眼科	視覚障害
富樫俊太郎	秋田大学医学部 附属病院	脳神経外科	音声、言語機能障害 肢体不自由
加谷悠	秋田厚生医療センター	耳鼻咽喉科	聴覚障害 平衡機能障害 音声、言語機能障害 そしゃく機能障害
細谷栄滋	医療法人梅栄会 細谷病院	内科	肢体不自由 心臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害

秋田市告示第234号

秋田市功労者等の待遇に関する条例（昭和29年秋田市条例第14号）に基づき功労者として待遇した者の氏名および事績の大要は次のとおりである。

令和5年9月7日

秋田市長 穂 積 志

第539号 霜 鳥 秋 則 秋田市千秋

長年にわたり公立大学法人秋田公立美術大学理事長兼学長として堅実な大学運営を実践されたほか大学院の設置や国際交流の拡大など同大学の発展に尽力し本市高等教育の向上発展に大きく貢献した。

第540号 三 浦 廣 巳 秋田市千秋

長年にわたり秋田商工会議所会頭として本市商工業の振興発展に尽力されたほか中心市街地の賑わい創出を目的に「これが秋田だ！食と芸能大祭典」を実施し秋田の恒例イベントとして定着させるなど多岐にわたり本市の公益および発展に大きく貢献した。

秋田市告示第235号

秋田市表彰規則（昭和58年秋田市規則第12号）に基づき表彰した者の氏名および事績の概要は次のとおりである。

令和5年9月7日

秋田市長 穂 積 志

長年にわたり公文書管理委員会委員として公文書管理制度の運営に尽力し市勢の発展に貢献した。

高 橋 秀 晴
渡 辺 英 夫

長年にわたり公立大学法人評価委員会委員として同大学の業務実績の評価に尽力し市勢の発展に貢献した。

鑑 隆千代

長年にわたり秋田市交通指導隊の指導的立場にあって交通事故の防止と交通安全意識の高揚に尽力し交通安全の推進に貢献した。

黒 丸 孝
石 川 幹 夫

長年にわたり地区交通安全協会役員として職務に精励し本市交通安全思想の普及に貢献した。

夏 井 英 夫

長年にわたり町内会長として町内の融和と自治活動の推進に尽力し市民参加のまちづくりに貢献した。

風 間 功
進 藤 幸 男
伊 藤 達 男
田 中 道 生
中 田 孝

太	田	栄	章
加	藤		清
安	部	孝	一
工	藤	忠	彦
廣	嶋	清	則
渡	邊	清	明
本	間		猛
石	川	和	男
加	賀谷	鉄	夫
菅	原	眞	悦
小笠	原	幹	朗
加	賀谷	宗	光
渡	邊	正	巳
新保	谷		昇
保	坂	勇	悦
加	藤		勲
大	塚	正	一
君	川	誠	一
赤	沼		侃
土	田		誠
和	賀	芳	宏
金		登美	一
瀬	浪	幸	雄
高	橋	勝	實
鎌	田	稔	千
保	坂	仁	志
保	坂	喜久	雄
北	嶋	一	美
細	矢		了
佐	藤	昭	義

市 村 英 夫
鎌 田 悦 雄
渡 邊 新
鈴 木 清

長年にわたりボランティア活動に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

秋田地区更生保護女性会

秋田中央里親会

喜多の会

秋田市手話研究会

秋田県点字図書館 ほたる火の会

長年にわたり社会福祉協議会役員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

秋 山 勇 吉

佐 藤 眞紀男

長年にわたり民生委員・児童委員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

加賀谷 恭 悦

三 浦 真由美

赤 田 弘 子

森 岡 裕 子

田 子 多津子

佐々木 弘 昌

阿 部 幸 子

榎 尚 子

平 澤 由起子

佐々木 裕美子

高 橋 涼華子

渡 部 直 子

加賀谷 久美子

畑 志保子

塚 田 江利子
岸 重 法
金 義 悦
小 野 陵 子
田 中 春 太
富 樫 恵 子
根 田 文 子
西 台 祥 子
小 玉 和 夫
相 澤 金 也
赤 坂 由美子
前 川 清
藤 島 道 子
佐々木 和佳子
柏 谷 清 子
三 浦 博 子
佐 藤 利 広
杉 山 由美子

長年にわたり民生委員・児童委員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献するとともに少年指導センター少年指導委員として少年の非行防止と健全育成に貢献した。

佐々木 寿 子

長年にわたり地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会委員として同病院の適正な評価に尽力し市勢の発展に貢献した。

鈴 木 明 文
河 野 隆 治

長年にわたり不法投棄監視員として不法投棄の防止に尽力し本市生活環境の保全に貢献した。

鈴 木 久 忠
佐々木 忠 信

永 井 安 雄
川 村 忠 芳

長年にわたり商店街振興会の要職を務め商店街の健全な発展に寄与し本市商業の振興に貢献した。

熊 谷 修
平 野 史 郎

長年にわたり少年指導センター少年指導委員として少年の非行防止と健全育成に貢献した。

菊 地 峯 生
倉 嶋 志津子
小山田 公 子
鎌 田 栄 子
安 井 緑
今 野 洋 子
中 村 伸 子
小 野 秀 悦
佐 藤 守
安 田 道 子
加賀谷 匡
松 山 順 子

長年にわたり児童育成クラブ世話人として児童館等での活動に精励し本市児童の健全育成に貢献した。

富 谷 勁

長年にわたり生涯学習奨励員として各種生涯学習事業の推進に尽力し地域の発展に貢献した。

加賀美 譲
小 野 勲 夫
保 坂 せい子
佐 藤 美枝子
村 井 雅 子

加賀谷 みち子
林 多 実
千 蒲 隆
柴 田 澄 子
戸井田 和 明
堀 井 好 子

長年にわたり都市計画審議会委員として都市計画行政の発展に貢献した。

竹 田 勝 美

長年にわたり都市環境の創造および保全に関する審議会委員として本市都市環境施策の推進に貢献した。

澤 田 享

長年にわたり明るい選挙推進協議会委員として市民の政治意識の向上と明るい選挙の推進に貢献した。

伊 藤 芳 高

長年にわたり他の模範となって自主的な防災活動や防災知識の普及啓発活動に精励し本市の地域防災の向上に貢献した。

仁井田地区町内会長連絡協議会

秋田市告示第236号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年9月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第237号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

令和5年9月12日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
株式会社 ヴァーベ ナ	訪問介護ア ン・サン・ ブル	秋田市土崎港西三 丁目8番16号 プ ラテアM102	令和5年8月31日	訪問介護

秋田市告示第238号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

令和5年9月12日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
P O L I T E W O R K 合 同 会 社	ポライトケ ア訪問介護 ステーショ ン	秋田市寺内字イサ ノ56番地2 コー ポ寺内102	令和5年9月1日	訪問介護

秋田市告示第239号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けようとする者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年9月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けようとする者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和5年 賦課年度令和5年）

秋田市告示第240号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年9月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称
令和5年度市民税・県民税納税通知書兼決定通知書

秋田市告示第241号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理計画として取り扱う令和5年梅雨前線による大雨に係る秋田市災害廃棄物処理実行計画を策定したので、秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第21条第1項の規定により告示する。

令和5年9月15日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第242号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和5年9月19日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 18台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和5年8月8日から同月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和5年9月19日から令和6年3月19日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第243号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を辞退したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和5年9月19日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	辞退年月日
238	つちざき南 薬局	秋田市土崎港南三丁目 5番10号	株式会社N&T 代表取締役 片 山 隆	令和5年 8月31日

秋田市告示第244号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和5年9月19日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
60	有限会社長 尾薬局	秋田市土崎港南四丁目 9番8号	有限会社一会 代表取締役 岩 間 雄 一	令和5年 9月30日

秋田市告示第245号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和5年9月19日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
264	将軍野いわま 薬局	秋田市土崎港南四丁目 6番24号-2	有限会社一会 代表取締役 岩 間 雄 一	令和5年 10月1日

秋田市告示第246号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第5条の規定により告示する。

令和5年9月20日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	辞退する 障害分野	辞退年月日 および辞退理由
多田光範	秋田厚生医療センター	じん臓機能障害	令和5年8月23日 退職のため

秋田市告示第247号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき、次のとおり発令した避難指示を令和5年9月19日午後8時10分をもって解除したので、同条第5項の規定により告示する。

令和5年9月21日

秋田市長 穂 積 志

発令した日時、解除した住所および世帯数

令和5年9月19日 午後3時

秋田市秋田（河辺・雄和を除く。） 141,033世帯

秋田市告示第248号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき、次のとおり発令した避難指示を令和5年9月21日午後9時10分をもって解除したので、同条第5項の規定により告示する。

令和5年9月22日

秋田市長 穂 積 志

発令した日時、解除した住所および世帯数

令和5年9月21日 午後5時

下新城地区の土砂災害警戒区域等（しもしんじょう）	361世帯
上新城地区の土砂災害警戒区域等（かみしんじょう）	408世帯
飯島地区の土砂災害警戒区域等（いいじま）	6,706世帯
港北地区の土砂災害警戒区域等（こうほく）	592世帯
千秋地区の土砂災害警戒区域等（せんしゅう）	2,383世帯
中通地区の土砂災害警戒区域等（なかどおり）	2,287世帯
南通地区の土砂災害警戒区域等（みなみどおり）	2,000世帯
保戸野地区の土砂災害警戒区域等（ほどの）	2,743世帯
高陽地区の土砂災害警戒区域等（こうよう）	1,047世帯
大町地区の土砂災害警戒区域等（おおまち）	1,557世帯
旭北地区の土砂災害警戒区域等（きよくほく）	353世帯
檜山地区の土砂災害警戒区域等（ならやま）	4,490世帯
旭南地区の土砂災害警戒区域等（きよくなん）	1,475世帯
川元地区の土砂災害警戒区域等（かわもと）	1,087世帯
川尻地区の土砂災害警戒区域等（かわしり）	2,250世帯
茨島地区の土砂災害警戒区域等（ばらじま）	619世帯
山王地区の土砂災害警戒区域等（さんのう）	2,988世帯
牛島地区の土砂災害警戒区域等（うしじま）	1,227世帯

卸町地区の土砂災害警戒区域等（おろしまち）	115世帯
泉地区の土砂災害警戒区域等（いずみ）	6,692世帯
八橋地区の土砂災害警戒区域等（やばせ）	4,592世帯
濁川地区の土砂災害警戒区域等（にごりかわ）	1,071世帯
向浜地区の土砂災害警戒区域等（むかいはま）	1世帯
土崎地区の土砂災害警戒区域等（つちざき）	9,630世帯
将軍野地区の土砂災害警戒区域等（しょうぐんの）	5,708世帯
外旭川地区の土砂災害警戒区域等（そとあさひかわ）	5,838世帯
寺内地区の土砂災害警戒区域等（てらうち）	4,635世帯
東通地区の土砂災害警戒区域等（ひがしどおり）	3,097世帯
横森地区の土砂災害警戒区域等（よこもり）	1,971世帯
広面地区の土砂災害警戒区域等（ひろおもて）	6,819世帯
蛇野地区の土砂災害警戒区域等（へびの）	39世帯
手形地区の土砂災害警戒区域等（てがた）	5,520世帯
柳田地区の土砂災害警戒区域等（やなぎだ）	864世帯
太平地区の土砂災害警戒区域等（たいへい）	801世帯
新藤田地区の土砂災害警戒区域等（しんとうだ）	547世帯
旭川地区の土砂災害警戒区域等（あさひかわ）	1,146世帯
添川地区の土砂災害警戒区域等（そえがわ）	850世帯
山内地区の土砂災害警戒区域等（さんない）	54世帯
桜地区の土砂災害警戒区域等（さくら）	1,574世帯
桜ガ丘地区の土砂災害警戒区域等（さくらがおか）	973世帯
桜台地区の土砂災害警戒区域等（さくらだい）	792世帯
大平台地区の土砂災害警戒区域等（おおひらだい）	456世帯
下北手地区の土砂災害警戒区域等（しもきたて）	1,320世帯
上北手地区の土砂災害警戒区域等（かみきたて）	42世帯

合計99,720世帯

秋田市告示第249号

次の国民健康保険税差押調書謄本および配当計算書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該差押調書謄本および配当計算書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年9月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
齋 藤 則 行
秋田市手形休下町10番27号
- 2 送達する書類
差押調書謄本および配当計算書

秋田市教委告示第16号

令和5年9月11日午後6時秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会臨時会を招集する。

令和5年9月4日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市教委告示第17号

令和5年9月28日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和5年9月22日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

教育委員会事務の点検・評価に関する件

秋市選管告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和5年9月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1	50分の1の数	5,170人
2	6分の1の数	43,076人
3	3分の1の数	86,151人

秋田市農委告示第11号

令和5年9月19日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和5年9月11日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農用地利用集積計画の撤回に関する件
- 2 農用地利用集積計画（令和5年度第6号計画）に関する件
- 3 非農地証明申請に関する件
- 4 令和6年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件

秋田市公告

次のとおり要件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和5年9月5日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 名 称	市有林立木公売
(2) 仕様書等	別紙（省略）のとおり
(3) 履行場所	秋田市下浜名ヶ沢字中ノ沢18-1
(4) 予定価格 （最低入札価格）	5,902,995円（税抜）
(5) 入札要件	<p>① 秋田市内に事業所（本店・支店・営業所等）を有すること。</p> <p>② 履行期間内に立木の伐採および搬出が可能であること。</p> <p>③ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。</p> <p>④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>⑤ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。</p> <p>⑥ 市税に滞納がないこと。</p> <p>⑦ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に、もしくは常習的</p>

	に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。
(6) 受 付	
日 時	令和5年9月20日(水) 午前9時から午前9時50分まで
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所4階 会議室4-B
(7) 入 札	
日 時	令和5年9月20日(水) 午前10時
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所4階 会議室4-B
入札保証金	<p>入札金額の5/100以上(1円未満切上)</p> <p>ただし、秋田市財務規則第109条第1項第1号および第2号の規定(※)のいずれかに該当する場合は入札保証金が免除されます。</p> <p>第1号に該当する場合は入札保証保険契約に係る書類の写しを、第2号に該当する場合は業務履行実績調書【様式3】および契約書等の写しを入札参加申込みの際に提出してください。</p> <p>※第1号：入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p> <p>第2号：入札参加者が過去2年間に市、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>
(8) 契 約 日	令和5年9月26日(火) (予定)

2 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

3 注意事項

(1) 受付について

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「実績調書等」といいます。）を受付時に提出してください。

(ア) 業務履行実績調書【様式3】および契約書等の写し

※入札参加要件の③を確認できること。

※秋田市財務規則第109条第1項第2号の規定により入札保証金の免除を希望する場合は、そのことを確認できる内容であること。

(イ) 完納証明書（市税に未納がない納税証明書で、令和5年8月1日以降に発行されたもの）（写し可）

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等により納税等の猶予を受けている場合は、そのことを確認できる書類（納税証明書、あるいは徴収猶予許可通知書等）（写し可）

(ウ) 登記簿謄本（写し可）※ 申込日から3ヶ月以内に発行されたもの

(エ) 誓約書【様式4】

(オ) 入札保証保険契約に係る書類の写し（秋田市財務規則第109条第1項第1号の規定により入札保証金の免除を希望する場合のみ）

イ アの(ア)および(エ)の様式については、秋田市ホームページから入手してください。

(2) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加ください。

イ 当日は、受付の時刻までに遅れずにお越しください。

ウ 入札書には、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者で

あるか否かを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を記載してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）をもって契約金額とします。

エ 予定価格以上の価格で申込みをした方のうち、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。

オ 入札執行回数は、2回を限度とします。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出してください。

なお、入札書には代理人の印を押印してください。

4 その他

(1) 実績調書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された実績調書等は、返却しません。

(3) 実績調書等に関する問合せ先

秋田市産業振興部産業企画課 総務企画担当

電話 018-888-5722

(4) 仕様書等の内容に関する問合せ先

秋田市産業振興部農地森林整備課 森林整備担当

電話 018-888-5739

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

令和5年9月25日

秋田市長 穂積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画土地区画整理事業 新屋地区土地区画整理事業

2 都市計画を変更する区域

秋田市新屋扇町、新屋表町、新屋日吉町および新屋比内町地内

3 縦覧期間

令和5年9月25日から同年10月10日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により定めた農用地利用集積計画のうち、平成27年度第10号計画および第12号計画、平成29年度第1号計画の一部を撤回したので、公告し、農用地利用集積計画撤回総括表を次により縦覧に供する。

令和5年9月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和5年度第6号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和5年9月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第5項の規定により、県知事から同意を得て農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更したので、同法第6条第6項の規定により公告する。

令和5年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号。以下「条例」という。）第2条第1項および第2項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

令和5年9月29日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の概要

- (1) 名 称 秋田市太平山スキー場
- (2) 所在地 秋田市仁別字蛇馬目沢50番地の1ほか
- (3) 設置目的 市民の冬季体育の振興と心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
- (4) 規模等 管理面積約118ha
- (5) 主な施設 スキー場（ゲレンデ6コース、高速クワッドリフト1基、ペアリフト2基、サンキッド、ナイター設備一式）
オーパスプラザ（ロビー、休憩所、託児室、救護室、駐車場）

2 公の施設の概要

- (1) 名 称 太平山リゾート公園
- (2) 所在地 秋田市仁別字マンタラメ213番地ほか
- (3) 設置目的 太平山周辺一帯の豊かで良好な自然環境と温泉を活用し、市民の健康増進、スポーツ、レクリエーションの場として、市民をはじめ、より多くの人々が気軽に訪れ、楽しむことができる都市公園を目指すことを目的とする。
- (4) 規模等 管理面積約95.3ha

(5) 主な施設 クアドーム・展望風呂付大広間（プール室、温泉浴場、大広間）

森林学習館（大研修室、和室6室、温泉浴場）

オートキャンプ場（テントサイト33区画）

トレーラーハウス（設置台数5台）

グラウンド・ゴルフ場（面積3.3ha、4コース32ホール）

テニスコート（面積1.95ha、砂入り人工芝7面うち、ナイター4面）

バンガロー（設置数4棟）

ピクニックの森（管理棟、共同炊事場、水洗トイレ）

総合案内所（受付カウンター、ロビー、トイレ、シャワー室）

花公園（面積9ha、芝生広場、シンボル花壇、休憩所付きトイレ、散策路、あずまや、展望デッキ等）

植物園（面積9.3ha、植栽樹木約250種4,000本、自然林、あずまや1棟、林間歩道、駐車場）

その他緑地等（面積59.8ha）

3 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 秋田市太平山スキー場

ア スキー場の占用の許可に関する事。

イ スキー場利用者に対する指示ならびにスキー場の利用の禁止および占用の許可の取消しに関する事。

ウ スキー場の施設、附属設備等の維持管理に関する事。

エ その他、市長がスキー場の管理運営上必要と認める業務

(2) 太平山リゾート公園

ア 公園の利用の禁止又は制限に関する事。

イ 公園の施設、附属設備等の維持管理に関する事。

ウ その他、市長が公園の管理運営上必要と認める業務

4 管理を行わせる期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（予定）

5 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

- ア 秋田市内に本社又は本店を有する法人その他の団体であること。
- イ 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の各施設と同種の施設の管理運営実績があること。
- ウ 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の管理運営に必要な有資格者を配置できること。

(2) 申請をすることができない団体

- ア 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第2項に規定する団体
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していない団体（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
- ウ 申請の日において、現に市の指名停止措置を受けている団体
- エ 申請の日において、破産手續、再生手續又は更正手續が開始されている団体
- オ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する団体
- カ 市税に滞納がある団体

(3) 複数の団体による申請

次の要件を満たす場合は、複数の団体（以下「グループ」という。）が共同して申請することができる。

- ア グループを構成する団体（以下「構成団体」という。）が協定を結び、構成団体の中で代表となる団体（以下「代表団体」という。）を定めること。
- イ 代表団体は、(1)のアに該当し、かつ、グループにおける責任割合が最大であること。
- ウ 全ての構成団体は、(2)に掲げる全ての要件に該当しないこと。

エ グループによる申請では、(1)のイおよび(1)のウを満たしていること。また、グループによる申請において、構成団体となった各団体は、同時に単独で、又は他のグループの構成団体として申請できない。重複して申請した団体を構成団体として含むグループは、申請者としての資格を失うものとする。

オ 指定管理者指定申請書を提出後に代表団体又は構成団体を変更することはできない。グループの構成を変更するときは、受付期間内であれば、申請を辞退してから新たなグループとして申請すること。また、受付期間終了後にグループを構成する団体の一部が欠けたときは、申請者としての資格を失うものとする。

6 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

ア 公の施設の管理に関する事業計画書

イ 公の施設の管理に関する業務の収支予算書

ウ 定款、規約又はこれらに類する書類

エ 法人あつては、登記事項証明書

オ 財務の状況を示す書類

カ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市建設部公園課企画建設担当（電話018-888-5753）

(3) 提出期限

令和5年10月27日（金）午後5時15分

(4) 提出方法

(2)の提出場所に持参又は郵送すること。郵送による場合は提出期限必着

7 選定の方法および基準

(1) 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園指定管理者選定委員会において、次に掲げる選定基準に照らし、最も適当と認める団体

を指定管理者の候補者として選定する。

ア 市民の平等な利用が確保されること（確保されなければ失格）。

イ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ 前各号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的又は性質に応じ、市長等が必要と認めて定める基準

(2) 選定は令和5年11月（予定）に行い、その結果については、書面で通知するとともに、秋田市ホームページで公表する。

8 募集要項の交付

(1) 5の(2)に掲げる場所で交付又は秋田市ホームページからダウンロードすること。

(2) 交付期間は、公告の日から令和5年10月27日（金）まで

(3) 5の(2)に掲げる場所で交付の場合は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

9 説明会

(1) 日時

募集要項に記載する日時および場所

(2) その他

説明会へ参加を希望する場合は、参加申込書により令和5年10月12日（木）午後5時15分までに5の(2)に掲げる場所に申し込むこと。

10 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して申請書および添付書類の内容について、説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

(3) 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の利用料金は、秋田市太平山スキー場条例および秋田市都市公園条例で定める利用料金の額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定め、自己の収入として収受するものとする。

(4) その他詳細は、募集要項による。

(5) 問合せ先

秋田市建設部公園課企画建設担当（電話018－888－5753）

秋田市教委公告

令和6年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋田市教委規則第8号）第8条第2項の規定により公告する。

令和5年9月20日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

1 選抜の種類

特色選抜および一般選抜を設定する。1次募集として、特色選抜と一般選抜の両方を同日に行い、1次募集において欠員が生じた場合は2次募集を実施する。

2 入学願書の提出期間および提出先

(1) 提出期間

ア 1次募集（特色選抜および一般選抜）

令和6年2月1日（木）から同月6日（火）正午まで

イ 2次募集

令和6年3月15日（金）から同月16日（土）午前11時まで

(2) 提出先 秋田市立秋田商業高等学校長

3 入学検定料

2,200円

4 入学志願者検査日

(1) 1次募集（特色選抜および一般選抜）令和6年3月5日（火）

ア 学力検査

5教科（国語、社会、数学、理科および英語）を実施する。

イ 面接

学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。

なお、志願者数の状況等により、令和6年3月6日（水）に実施する場合がある。

(2) 2次募集 令和6年3月19日（火）

面接を秋田市立秋田商業高等学校において行う。

5 出願資格

(1) 特色選抜 次のア、イおよびウを満たしている者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和6年3月に卒業する見込みの者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 次に示す「求める生徒像」(ア)～(エ)に当てはまる者

(ア) 基本的生活習慣をきちんと身に付けている生徒

(イ) 商業を学ぶことに対して大いに興味・関心を持っている生徒

(ウ) 目標を持って主体的に学習や部活動などの学校生活に向き合い、成長しようとする意欲をもっている生徒

(エ) 社会に目を向け、様々な人と協力して物事に取り組む姿勢をもつ生徒

ウ 次の(ア)～(ウ)に当てはまる者

(ア) 基本的生活習慣が身に付いており、学習成績が良好で、商業の学びに強い意欲と興味・関心をもっている生徒

(イ) 文化的・体育的活動等において、大会等での顕著な実績があるか又はそれと同等の優れた資質・能力を有している生徒

(ウ) 入学後も学業との両立を図りながら、本校の部活動に所属し、3年間活動を継続する意志のある生徒

(2) 一般選抜 次のア又はイに該当する者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和6年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

(3) 2次募集 秋田県公立高等学校の1次募集を受検し、合格していない者

6 募集する学科名および募集定員

(1) 学科名 商業科

(2) 募集定員 210名

7 合格者の発表

(1) 1次募集（特色選抜および一般選抜）

令和6年3月13日（水）午後4時

(2) 2次募集

令和6年3月22日（金）午後2時

8 その他

入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、「令和6年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

秋田市教委公告

令和6年度に秋田市立御所野学院高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立御所野学院高等学校学則（平成29年秋田市教委規則第4号）第8条第2項の規定により公告する。

令和5年9月29日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

1 選抜の種類

連携型中高一貫入学者選抜、特色選抜および一般選抜を設定する。

先に連携型中高一貫入学者選抜を行い、その後1次募集として、特色選抜と一般選抜の両方を同日に行う。1次募集において欠員が生じた場合は2次募集を実施する。

2 入学願書の提出期間および提出先

(1) 提出期間

ア 連携型中高一貫入学者選抜

令和6年1月11日（木）から同月15日（月）正午まで

イ 1次募集（特色選抜および一般選抜）

令和6年2月1日（木）から同月6日（火）正午まで

ウ 2次募集

令和6年3月15日（金）から同月16日（土）午前11時まで

(2) 提出先 秋田市立御所野学院高等学校長

3 入学検定料

2,200円

4 入学志願者検査日

(1) 連携型中高一貫入学者選抜 令和6年1月23日（火）

ア 作文 秋田市立御所野学院高等学校において行う。

イ 面接 作文終了後、同学校において行う。

(2) 1次募集（特色選抜および一般選抜）令和6年3月5日（火）

ア 学力検査

5教科（国語、社会、数学、理科および英語）を実施する。

イ 面接

学力検査終了後、秋田市立御所野学院高等学校において行う。

なお、志願者数の状況等により、令和6年3月6日（水）に実施する場合がある。

(3) 2次募集 令和6年3月19日（火）

面接を秋田市立御所野学院高等学校において行う。

5 出願資格

(1) 連携型中高一貫入学者選抜 御所野学院中学校を令和6年3月に卒業する見込みの者で、「令和6年度秋田市立御所野学院高等学校連携型中高一貫入学者選抜実施要項」で定める「出願資格」を満たしているもの

(2) 特色選抜 次のア、イおよびウを満たし、連携型中高一貫入学者選抜で合格していない者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和6年3月に卒業する見込みの者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 次に示す「求める生徒像」(ア)～(ウ)に当てはまる者

(ア) 地域活動や奉仕活動を通して自己を高め、地域社会に貢献しようとする生徒

(イ) グローバル化、情報化に対応できる学力を有し、明確な進路目標をさだめ主体的に学ぶ生徒

(ウ) 体育的・文化的活動に顕著な成果を収め、入学後も継続して活動する強い意志を持つ生徒

ウ 次の(ア)又は(イ)を満たしている者

(ア) 学力、人物に優れており、国語、社会、数学、理科および英語の学習成績が優秀で大学進学等の進路目標に向けて入学後も意欲

的に勉学に取り組む者

(イ) 学力、人物に優れており、体育的又は文化的活動において顕著な実績又はそれと同等の優れた能力を有しており、入学後も中心的な存在として活躍できる者

(3) 一般選抜 次のア又はイに該当し、連携型中高一貫入学者選抜で合格していない者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和6年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

(4) 2次募集 秋田県公立高等学校の1次募集を受検し、合格していない者

6 募集する学科名および募集定員

(1) 学科名 普通科

(2) 募集定員 80名

7 合格者の発表

(1) 連携型中高一貫入学者選抜

令和6年1月30日（火）午後4時

(2) 1次募集（特色選抜および一般選抜）

令和6年3月13日（水）午後4時

(3) 2次募集

令和6年3月22日（金）午後2時

8 その他

入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、「令和6年度秋田市立御所野学院高等学校連携型中高一貫入学者選抜実施要項」および「令和6年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

秋市選管公告

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項および裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第21条第1項の規定に基づき、検察審査員候補者の予定者および裁判員候補者の予定者の選定を行うので、その場所および日時を次のとおり公告する。

令和5年9月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所6階 秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和5年9月11日（月）午後1時45分

秋田市上下水道局公告

局有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和5年9月12日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 売払物件の表示

番号	所在地等	最低入札価格
1	秋田市大平台二丁目9番1 宅地 958.66㎡ 構築物 鉄筋コンクリート造スレー ト葺地下1階付2階建 床面積 1階65.86㎡、2階65.86 ㎡、地下1階21.80㎡、延 153.52㎡	土地 3,830,000円 建物 3,000,000円（税抜） 計 6,830,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者でその事案があった後2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の

成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

3 入札に関する事項

(1) 場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 4階大会議室

(2) 受付 令和5年10月17日（火）午前9時30分から午前9時50分まで

(3) 入札 令和5年10月17日（火）午前10時

(4) 開札 入札締切後直ちに開札

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された合計金額に建物の金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とする。

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書（兼受付書）および申込みに必要な書類（以下「申込書等」という。）を提出すること。

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 期間 令和5年9月12日（火）から同年10月12日（木）までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで（最終日は午後3時まで）

イ 場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書および各書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<https://www.city.akita.lg.jp/suido/index.html>

5 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局総務課

6 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出の小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を、入札当日の受付時に納付すること。

(2) 落札者は、入札保証金について還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は秋田市上下水道局に帰属する。

(4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。

7 入札無効に関する事項

(1) 郵便による入札は認めないものとする。

(2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

8 売買契約の締結

落札者は、秋田市上下水道事業管理者が落札の通知を發した日から起算して7日以内に売買契約書により契約を締結しなければならない。

9 契約保証金

(1) 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。

(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当するものとする。

10 売払代金

契約者は、契約締結後30日以内に売払代金を秋田市上下水道局の發行する納入通知書により納付しなければならない。

ただし、契約保証金を当該払いに充当した場合には、契約保証金を差し引いた額を納付するものとする。

11 売払物件の説明日時および場所

秋田市大平台二丁目9番1

- (1) 日時 令和5年10月5日(木) 午前10時から
- (2) 集合場所 現地